

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴うとともに，伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会の委員の報酬額を定めるため。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第号）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第３９１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特別職の職員のうち報酬が年額をもつて定められている者には、その職についた日の属する月からその職を離れた日の属する月までの期間に対する報酬を支給する。ただし、その職を離れた日の属する月に再び同一の職についたときは、その月分の報酬は重複して支給しない。

第２条に次の１項を加える。

５ 第３項の規定により報酬を支給する場合であつて、その年分の全額を支給することとなるとき以外は、その報酬の額は、月割りにより計算する。

第４条を削り、第５条を第４条とする。

別表中

「

選挙立会人	１回 １０，５００円 ただし、開票立会人を兼ねる場合は、１１，１００円
投票事務従事者	１回 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号）の規定による投票所経費等の積算単価のうち従事者に係る単価を基準として、選挙管理委員会が、市長と協議の上、予算の範囲内で定める額
開票事務従事者	

」

を

「

選挙立会人	1回 10,500円 ただし、開票立会人を兼ねる場合は、11,100円
-------	--

」

に、

「

イ 委員	日額 16,600円
------	------------

」

を

「

イ 委員	日額 16,600円
(3) 伊丹市いじめ問題 に関する第三者調査 委員会	
ア 委員長	日額33,000円以内において市 長が定める額
イ 委員	日額30,000円以内において市 長が定める額

」

に、

「

上記以外の特別職 の非常勤職員	日額34,200円（極めて高度な専門性 を要する職務である等、その額により難い 特別の事情があると任命権者が認める場合 にあつては、100,000円）以内にお いて任命権者が定める額
--------------------	---

」

を

「

学校園等の医師及び歯科医師	その職務に従事する1施設につき年額720,000円以内において任命権者が定める額
学校園の薬剤師	その職務に従事する1施設につき年額150,000円以内において任命権者が定める額
上記以外の特別職の非常勤職員	日額34,200円（極めて高度な専門性を要する職務である等、その額により難い特別の事情があると任命権者が認める場合にあっては、100,000円）以内において任命権者が定める額

」

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会の委員の報酬は、改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給される伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会の委員の報酬の内払いとみなす。